

## 第2節 海洋安全保障の確保

防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、海洋の秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって極めて重要であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、FOIPの実現のため、海洋安全保障に関す

る協力を推進している。

また、シーレーンの安定的利用を確保するために、関係機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施している。

**参照** I部4章5節（海洋をめぐる動向）

### 1 海洋安全保障の確保に向けた取組

#### (1) 政府としての基本的考え方

安保戦略において、わが国は海洋国家として、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとしている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動の実施を明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行及び上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係の強化、北極海航路の利活用など、また、ジブチにおける拠点の活用について取り組むこととしている。

また、2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となった取組を進めることとしており、主にわが国自身の努力による「わが国の領海などにおける国益の確保」や同盟国・同志国などとの連携強化を通じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な施策を推進することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範（COC）Code of Conduct in the South China Seaに対し、わが国としては、COCは、国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致すべきであり、南シナ海を利用するステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならないとの立場を表明している。

#### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、法の支配や航行の自由の重要性について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に呼びかけており、私たちの繁栄に不可欠な海においても「法の支配」を徹底することを一貫して訴えている。また、東シナ海及び南シナ海において、力による一方的な現状変更の試みが継続している旨指摘するとともに、南シナ海においても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力する重要性について発信している。

## 2 海賊対処への取組

### 1 海賊対処の意義

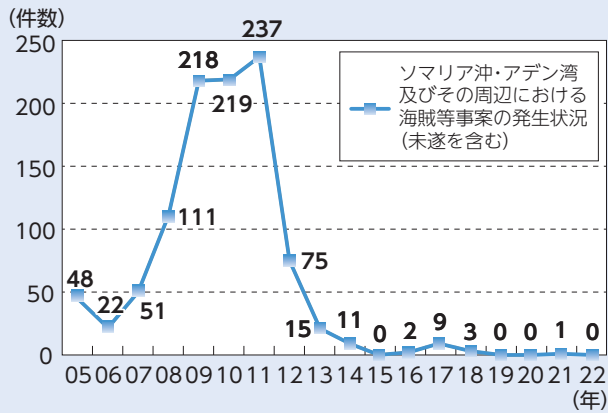
海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題であ

る。わが国は、海賊行為に対しては、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交

図表Ⅲ-3-2-1

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における海賊等事案の発生状況(未遂を含む)



(注) 資料は、国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) のレポートによる。

通路に当たる。人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことを受けて採択された2008年6月の国連安保理決議以降の累次採択により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処のための取組としては、2009年に第151連合任務部隊<sup>1</sup>設置、2021年に第151連合任務群に改編され、活動を継続中である。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現在低い水準で推移している。しかし、海賊を生み出す根本的な原因とされているソマリア国内の不安定な治安や貧困などはいまだ解決されていない。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。

**参照** 図表Ⅲ-3-2-1 (ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における海賊等事案の発生状況(未遂を含む))

## 2 わが国の取組

### (1) 海賊対処行動のための法整備

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係



アデン湾における海賊対処活動中の海自P-3C

船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻<sup>2</sup>がわが国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機も同年、警戒監視などを開始した。

同年、海賊対処法<sup>3</sup>が施行されたことにより、全ての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となった。また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

**参照** 資料15 (自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と武器使用権限等について)

### (2) 自衛隊の活動

#### ア 派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地における活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦(1隻派遣)により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗<sup>4</sup>している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機(2機派遣)により海賊行為への対処を行っている。第151連合任務群司令部との調整により決定した飛行区域において警戒

1 バーレーンに司令部を置く連合海上部隊が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、2009年1月に設置を発表した。

2 2016年12月以降、1隻に変更

3 正式名称：「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

4 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

図表Ⅲ-3-2-2 自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。

また、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、必要に応じ空輸隊などを編成し、空自輸送機を運航している。

### イ 第151 連合任務群司令部などへの要員派遣

海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年8月以降、第151 連合任務群及び連合海上部隊の各司令部に司令部要員を派遣している。このうち、2015年には、自衛隊

から初めて第151 連合任務部隊司令官を派遣し、その後、2017年、2018年、2020年にもそれぞれ派遣した。

### ウ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、2023年3月31日現在で4,068隻（海上警備行動に基づく護衛実績である121隻を含む。）であり、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

また、航空隊は、同日現在で飛行回数3,089回、延べ飛行時間約22,190時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供15,972回の活動を行っている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約9割を航空隊が担っている。

**□ 参照** 図表Ⅲ-3-2-2（自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ））、1部4章5節2項（2）（海賊）

## 3 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝

の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、

引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

### 3 訓練などを通じた取組

海自は、インド太平洋沿岸国との共同訓練などを通じ戦術技量の向上を図るとともに、インド太平洋地域の平和と安定への寄与、相互理解の増進及び信頼関係の強化に取り組んでいる。

インド太平洋方面派遣 (IPD22) では、派遣部隊が、インド太平洋地域の各国海軍などとの共同訓練などを実施するとともに、インド太平洋地域沿岸国の港湾への寄港を行った。

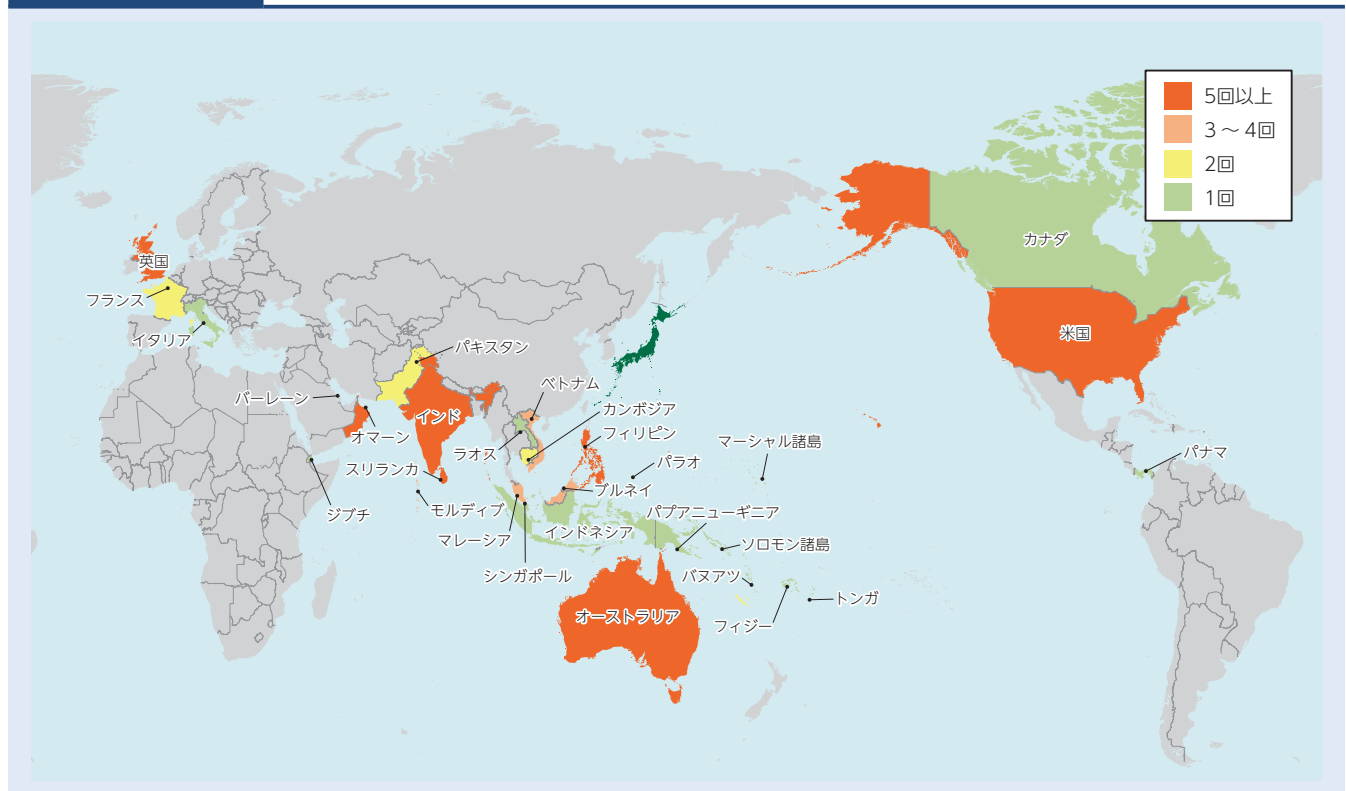
また、派遣海賊対処行動水上部隊及び航空隊は、戦術

技量の向上及び各国軍との連携の強化を目的に、ソマリア沖・アデン湾などにおいて、EUなど<sup>5</sup>との間で共同訓練を実施している。

こうした共同訓練や寄港を通じたインド太平洋地域沿岸国との連携の強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

**参照** 資料58 (多国間共同訓練の参加など (2019年度以降))、図表Ⅲ-3-2-3 (自衛隊による寄港・寄航実績 (2022年4月～2023年3月))

図表Ⅲ-3-2-3 自衛隊による寄港・寄航実績 (2022年4月～2023年3月)



5 派遣海賊対処行動水上部隊は、2022年6月に米海軍と、同年9月にEU海上部隊 (フランス海軍)、同年10月にスペイン海軍及びトルコ海軍と、2023年1、2月にフランス空母打撃群 (フランス海軍) 及び米海軍 (米海軍とは1月9日から14日の間のみ) と、同年2月にパキスタン海軍が主催する多国間共同訓練「AMAN23」において参加国 (米海軍、イタリア海軍、フランス海軍など) とそれぞれ共同訓練を実施  
派遣海賊対処行動航空隊は2022年11月にEU海上部隊 (スペイン空軍) と共同訓練を実施

## 4 海洋安全保障にかかる協力

防衛省・自衛隊は、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ及びスリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。これにより、沿岸国などのMDA能力などの向上を支援するとともに、わが国と戦略的利益を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

また、第4期海洋基本計画では、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとされている。これを受け防衛省は、ADMMプラスやARF海洋安全保障会期間会合 (ISM-MS) といった地域

Inter-Sessional Meeting on Maritime Security

の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいる。



海洋安全保障にかかる能力構築支援



資料：海賊対処への取組

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html>